

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）
（疾病対策課）

一 趣旨

がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、同法に規定する審議会その他の合議制の機関を設置する。

二 内容

別表第二に「埼玉県がん登録審議会」を加える。

三 施行期日

平成三十年四月一日